【部内資料】ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ bihoku-minsyou.com Eﾒｰﾙ bihoku-minsho@grape.plala.or.jp 尾北民主商工会2026.10.26発行

来月に開催！　マルシェｄｅみんしょう！

民商らしいマルシェのために、実行委員会から皆さんにご協力をお願いします。

〇要員　前日、当日朝の設営、交通誘導、終了後の片付けなどを手伝ってくれる人を募っています。一緒に汗をかいてください。

〇資材　テント・長机などが、自宅や事務所に浮いているという方、お貸しください。

〇車両運搬具　上記の資材やパイプ椅子を運ぶトラックなどの協力も求めています。

運転手としてのみの協力も大歓迎です。

〇アルミ缶　マルシェ開催の運営費に充てる為、民商では今、アルミ缶を集めています。ご家庭で水洗いして事務所に持ってきてください。

みんなで良いマルシェにしましょう。

尾北民商ニュース
2026年
10月26日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

私たちは戦争につながる憲法改悪に反対します～憲法９条改悪に反対する請願～
消費税に頼らず社会保障財源を捻出し一律５％減税とインボイス廃止を求める請願

１０月以降のインボイス制度の負担軽減措置について

次の申告はどうなるとよく聞かれます。

先日は民商に相談に来た建設業の会員さんが「法人化しないと仕事が取りにくい状況だった。法人になって社保と申告の負担が増した。今度は消費税でも法人だけ負担が増す」と怒りを口にしながら、５％減税インボイス廃止の署名をしてくれました。

年間売上が１千万円未満で、
インボイス登録をした法人・個人の場合

法人が最後に２割特例を適用できるのは令和８年９月３０日の属する課税期間です。９月３０日締め、１１月３０日申告書提出の法人は、一番最初に２割特例から外れます。

法人は２割特例の終了後に３割特例はありません。

個人は今年（令和８年度）の12月の売上分までは２割特例が使えます。令和９年度・１０年度には３割特例となりますが、材料仕入れの無い建設、飲食、サービス業等は、簡易課税よりまだ有利です。

２割特例から簡易課税制度に移行する場合

本来は簡易課税の届出は、適用を受けようとする課税期間の前日までですが、インボイス関連では簡易の届出期限に特例があります。

令和８年度に２割特例の個人業者が、令和９年度から簡易課税に切り替える場合、令和１０年３月３１日（９年度の消費税申告期限）までに簡易制度選択届を提出すれば有効となります。

簡易課税の選択は一度行うと２年間は変えられません。迷っている人は民商にご相談ください。

本則課税業者だが、仕入・外注先などが
インボイス登録をしていない場合

売上に基づく消費税申告は年度の途中に切り替わりませんが、買い手側の場合の経過措置は１０月１日から控除額が減っています。

本則課税業者の未登録業者からの仕入等は８割控除から、１０月以降は７割控除に減額しました。

以後も下記の通り２年ごとに減っていきます。

消費税の本則課税業者がインボイス未登録の業者へ支払った場合の消費税控除割合

- ～2026年9月：80％控除（終了）
- 2026年10月～2028年９月：70％控除
- 2028年10月～2030年９月：50％控除
- 2030年10月～2031年９月：30％控除
- 2031年10月以降：控除不可

政府は、業者の負担を大きくして消費税の免税業者を淘汰しようとしています。自営業者の営業と生活の権利を不公平な税制が奪うのは許されません。

民商は業者の立場からの闘いを続けます。